平成２１年（フ）第１３号
奈良県大和高田市甘田町４番１号
債務者　治田　秀夫
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１２１号
奈良県御所市大字櫛羅296番地の３、住民票上の住所奈良県御所市大字櫛羅240番地の41
債務者　中川　博
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
奈良県香芝市鎌田531番地の８
債務者　佐貫眞一郎
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
奈良県香芝市畑６丁目1904番地の２
債務者　髙岡　淳
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２４８号
奈良県橿原市川西町77番地　県住Ａ４―406号
債務者　新藤　渚（旧姓金井）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
奈良県橿原市今井町１丁目２番18号
債務者　小川あゆ美
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２５７号
奈良県大和高田市今里町４番３号
債務者　松本　進一
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２５８号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧4118番地７
債務者　倉田　浩昌
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
奈良県御所市大字楢原600番地
債務者　山本　健太
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
函館市本通３丁目24番14号
債務者　笹木　直巳
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１７８号
函館市昭和１丁目26番25号
債務者　高橋　義昭
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２４３号
函館市宇賀浦町７番５号、住民票上の住所埼玉県さいたま市大宮区大門３丁目50番地ビップロイヤル703号
債務者　前田　薫
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２９４号
静岡県浜松市東区有玉南町347番地の１アートピア有玉南905
債務者　関谷　悟
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第９０号
山口県宇部市大字小野2953番地
債務者　山縣　広志
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１３１２号
名古屋市中村区太閤１丁目17番12号
債務者　栗林　文子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３６８号
名古屋市緑区鳴丘１丁目1331番地の１　ライオンズマンション鳴丘壱番館105号
債務者　村﨑　聖子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４３０号
名古屋市西区則武新町１丁目20番１号　市営南押切荘３棟1005号
債務者　田中　志保
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７７号
三重県伊勢市二見町茶屋15番地３
債務者　紋阪　精
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係